

## 今ならお得！マイナンバーカードを作いませんか

☎ 市民課 ☎ 892-0121

### 最大2万円分のマイナポイントがもらえます

対象 9月末までにマイナンバーカードを新規申請した人

※マイナンバーカードをお持ちの人で、すでに第1弾または第2弾のポイント付与を受けている人は除きます。

※マイナポイントの申し込み期限は令和5年2月末まで。

マイナンバーカードの  
新規取得等で**5,000円分\***

+

健康保険証としての  
利用申込みで**7,500円分**

+

公金受取口座の  
登録で**7,500円分**

※マイナポイント第1弾に申し込みをしていない人、申し込みをしたが、まだ2万円のチャージやお買い物を行っていない人

### 顔写真を無料で撮影します

申請予約をした人に限り、マイナンバーカード作成に必要な顔写真の撮影を無料でを行います。

期間 8/1(月)～12/23(金)までの平日

#### ▷必要なもの

①本人確認書類一覧 ※有効期限内のものを持参。

Aから1点またはBから2点(うち1点は公的機関発行書類)

A: 写真付きの証明書類

運転免許証・パスポート・住民基本台帳カード・在留カード・身体障がい者手帳・療育手帳等

B: 「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載された書類

健康保険証・年金手帳・介護保険証・年金証書・学生証・各種医療証(こども医療証等)等

②通知カードまたは個人番号通知書(紛失した人は、上記本人確認書類一覧からA1点とB1点を持参)

③住民基本台帳カード(所有者のみ)

#### ▷申請予約方法

予約期間 予約日の45日前～3日前

ホームページ 予約サイトの「申請予約」から <https://tmnc.task-asp.net/cu/272302/mnr/>

電話 ☎ 0570-048978 (平日9:00～17:30)



### マイナンバーカードの出張申請を行います

市内の企業・地域団体のみなさんと一緒にマイナンバーカードを申請しませんか。職員が指定の場所に伺い、申請のお手伝いをします。

対象団体 ①市内に事業所等を置く企業②市内の地域団体(自治会、施設、各種サークル活動団体等)

※5人以上でお申し込みください。

※団体構成員のうち市に住民登録がある人のみ対象。

#### 出張申請の流れ

STEP1	STEP2	STEP3	STEP4
市民課にあらかじめ電話 申込書提出	事前打ち合わせ 必要書類・申請者の確認等	出張受付当日 本人確認等・写真撮影	後日マイナンバーカードを 本人限定受取郵便で受け取り

詳細は市民課へお問い合わせ、またはホームページをご覧ください。

## 交野市プレミアム付商品券を販売します

☎ 交野市プレミアム付商品券事務局 ☎ 0570-033-630

1冊2,500円で7,500円分のお買い物ができるお得な商品券を販売します。市内店舗で利用できますので、ぜひこの機会に購入してください。

販売額 2,500円/冊 券面額 7,500円/冊(500円商品券が15枚セット)

対象 7/1現在で市に住民登録がある人(購入引換券(1人/1枚)を8月中旬以降に世帯分をまとめて郵送します)

購入冊数 購入引換券1枚につき1冊

販売会場 じゃんぼスクエア交野、フレンドマート交野店

販売期間 8/22(月)～9/30(金)

※販売時間等の詳細はホームページもしくは、引換券を送付する際に同封するお知らせをご覧ください。なお、市内商店や地域でも販売します。

使用期間 9/1(木)～令和5年1/9(祝)

使用店舗 商品券を使用できる店舗の一覧は、購入引換券に同封しています。また、最新の使用店舗情報はホームページをご覧ください。 <https://www.knt.co.jp/ec/2022/katano/>



## 第5次交野市総合計画基本構想・第1期基本計画(素案)のパブリックコメントを募集

☎ 政策企画課 ☎ 892-0121

市に関わるあらゆる事業や活動の企画立案、実行および評価の基本的な指針として、第5次総合計画を策定します。当計画を構成する、市民や地域・事業者・行政など、地域社会に関わる全ての人たちが共有する理念・ビジョンを掲げる「基本構想」と、そのビジョンを実現するための施策体系と方向性を示す「第1期基本計画」について、みなさんから素案に対する意見を募集します。

募集期間 8/4(木)～9/2(金)

閲覧場所 市ホームページ、市役所本館2階情報公開コーナー、政策企画課窓口

意見を提出できる人 次のいずれかに該当する個人・法人・団体

▷市内に在住・在勤・在学している ▷市内に事業所(事務所)がある

▷市税の納税義務がある ▷その他、案件に利害関係がある

提出先・☎ 意見書(指定様式)に住所・氏名(団体名)を記入し、募集期間内(消印有効)に持参・郵送・FAX・Eメールで政策企画課。

〒576-8501(住所記入不要) ☎ 892-0121 ☎ 891-5046 ✉ kikaku@city.katano.osaka.jp

対象となる計画(素案)や意見書の様式はダウンロードできます。

※意見の全部、一部を公表することがあります。また、意見に対し個別回答はしません。



## 令和3年度のごみの量

☎ 環境総務課 ☎ 892-0121

令和3年度のごみ量は、前年度と比べて減少しました。

家庭での生ごみ、食品ロスを削減するために、調理くずを副菜にリメイクしたり、必要な物を必要な分だけ購入すること、生ごみはしっかりと水きりするなど、「使いきり・食べきり・水きり」の3きりに取り組んで、ごみは正しく分別しましょう。

(単位:ト)	焼却ごみ			粗大ごみ	埋め立て
	家庭系	事業系	小計		
令和2年度	12,071	4,078	16,149	1,296	3
令和3年度	12,119	3,876	15,995	1,200	63

(単位:ト)	資源ごみ					合計
	缶・びん	牛乳パック	古紙・段ボール	廃プラ・ペットボトル	その他	
令和2年度	396	9	603	986	75	19,517
令和3年度	391	8	634	990	71	19,352